

第 25 消火器具

1 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、令第 10 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器 10 型とすること。◆

ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

- (2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。◆

2 設置場所

消火器の設置場所は、令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 令別表第 1 (3)項に掲げる防火対象物で、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第 9 条に規定する火を使用する設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具が設けられた防火対象物又はその部分に設置すること。◆

- (2) 令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第 2 条第 1 号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。

- (3) 令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の間行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。◆

- (4) 令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が床面からの高さを 1.5m 以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。◆

- (5) 規則第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。

(図 1 参照)

政令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物

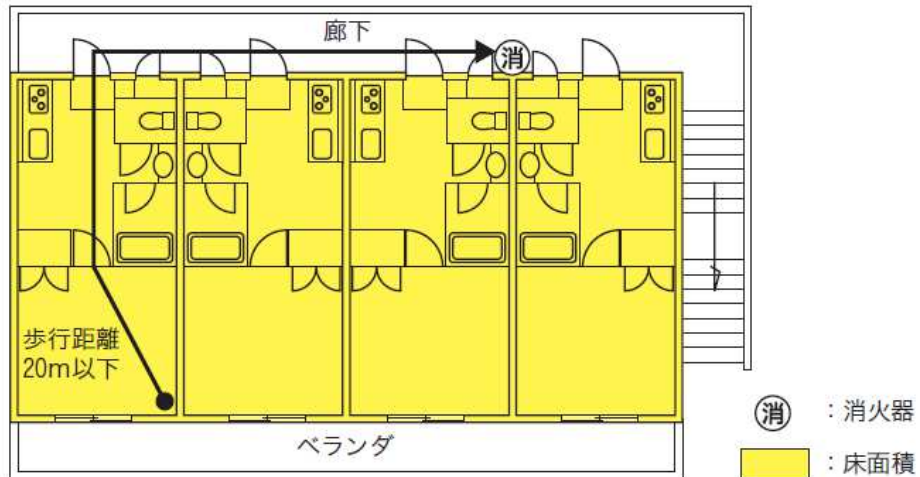


図 1

- (6) 規則第 6 条第 6 項に規定する「歩行距離が 20m 以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。

(図 2 参照)

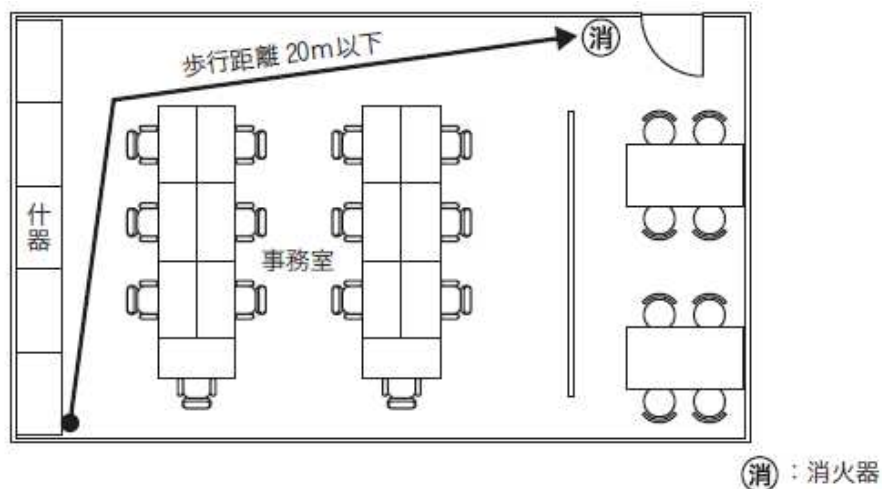


図 2

- (7) 規則第 9 条第 2 号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

- ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

- (8) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。◆

- ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
- イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所
- ウ 雨水のかかる場所

なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。◆

- (9) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。◆ (図 3 参照)

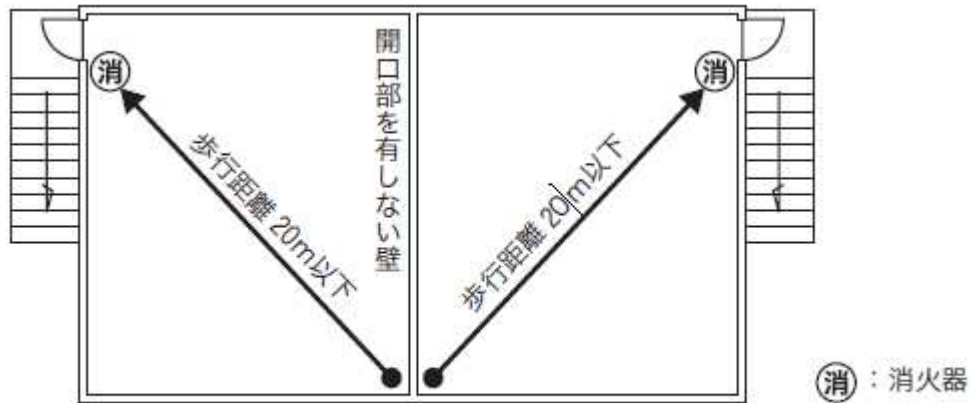


図 3

- (10) 図 4 の例に示すとおり、A 及び B 部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあっては、階ごとに A、B 部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。

ただし、1 階の B 部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用して、当該部分から A 又は B 部分上階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、1 階の B 部分に設置しないことができる。

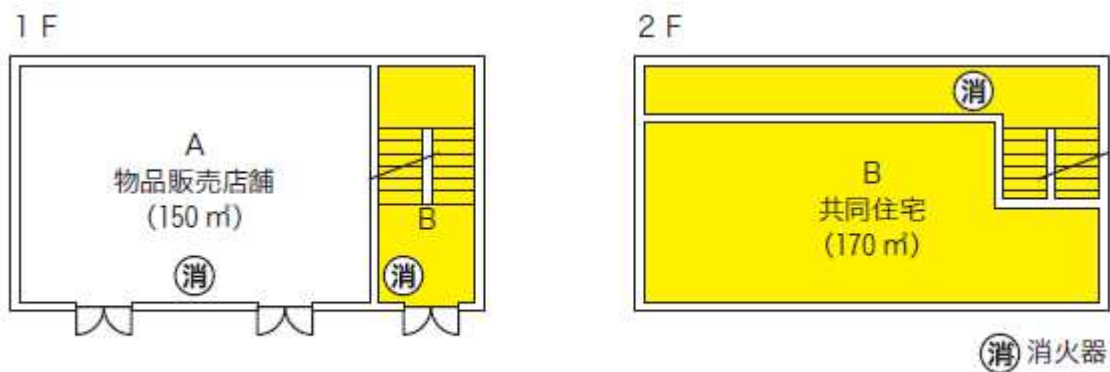


図 4

- (11) メゾネットの共同住宅その他 2 階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。(図 5 参照)

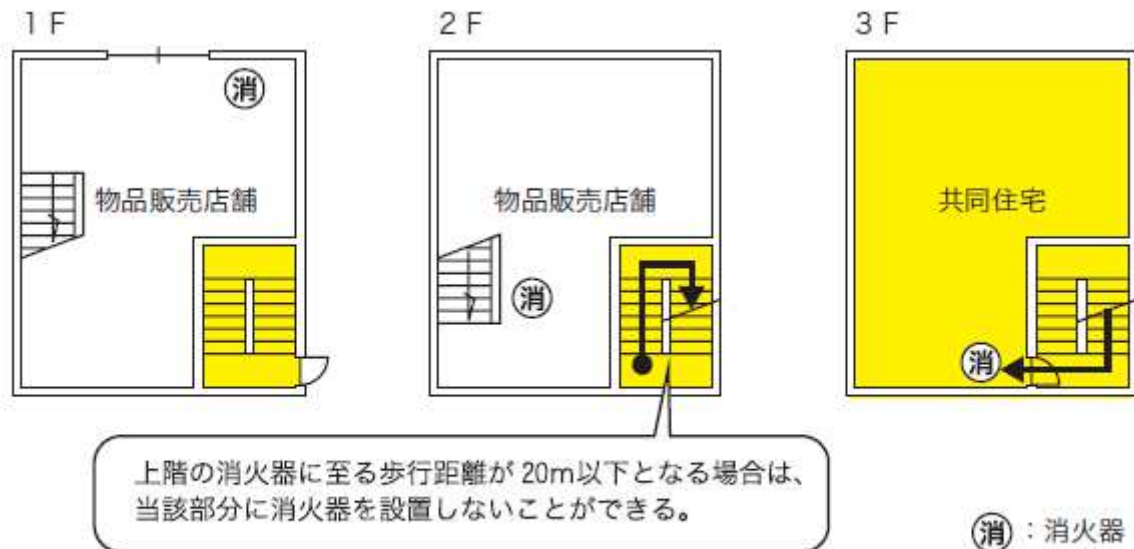


図 5

- (12) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (13) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m を超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

3 能力単位の数値

能力単位の数値は、規則第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 8 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定による能力単位の数値の算定については、1 未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。
- (2) 規則第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定により、消火器を設置する場合には、表 1 の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

表 1

	対象物の区分	消火器の能力単位の数値
1	令第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 5 号に掲げる防火対象物	A 火災に対応する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、消防法別表第一に掲げる第 4 類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第四に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B 火災に対応する能力単位の数値
3	2 以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	C 火災に対応する能力単位の数値

- (3) 規則第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、規則第 6 条第 6 項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

4 付加設置

令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第 6 条第 3 項から第 5 項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第 6 条第 3 項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10 型とすること（少量危険物のうち、第 1 類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第 2 類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第 3 類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第 5 類の自己反応性物質を除く。）。◆

(2) 電気設備

規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）

イ 燃料電池発電設備（条例第 10 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 14 条第 4 項に定めるものを除く。）

エ 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 kW 時以下のものを除く。）

オ 急速充電設備（全出力 50 kW 以下のものを除く。）

(3) 火気を使用する場所

規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）

オ 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

キ 乾燥設備（室内の容積が 2 m³未満のものを除く。）

ク 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

ケ 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

コ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

サ 火花を生ずる設備

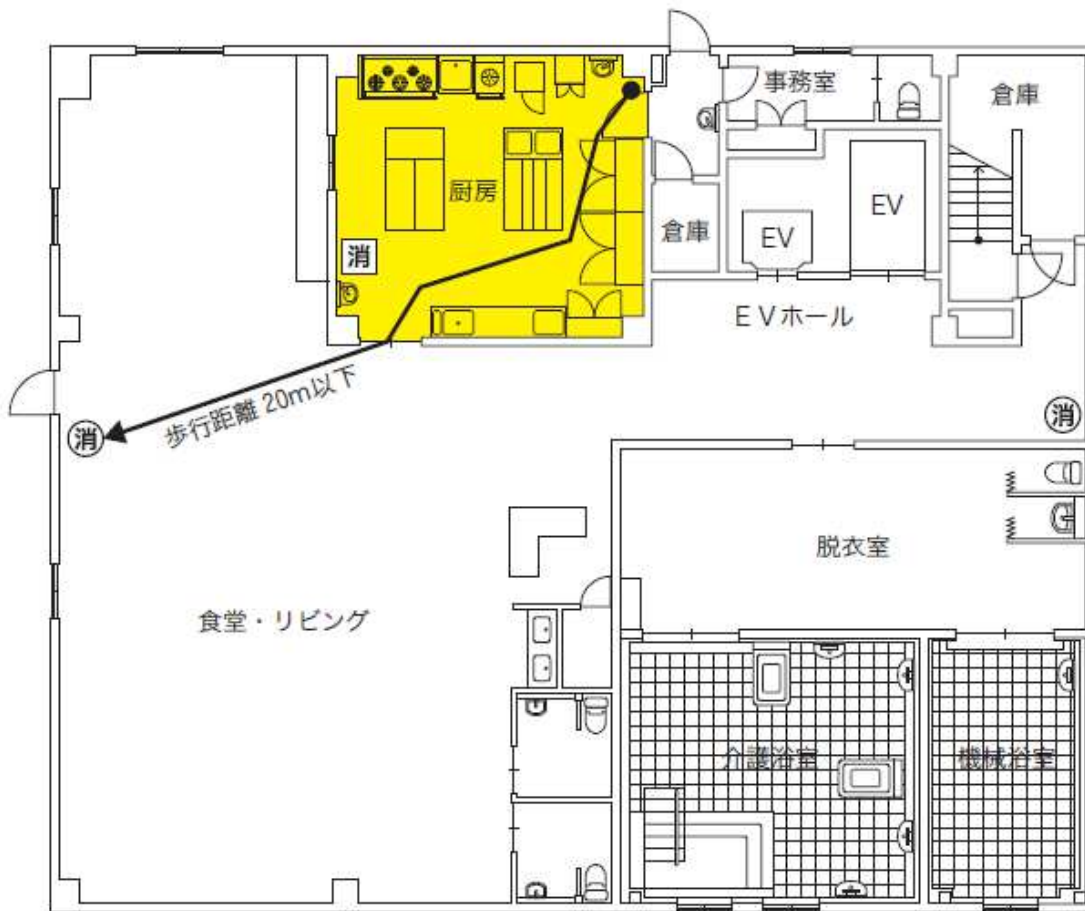
シ 放電加工機

(4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

ただし、令第 10 条第 1 項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあつては、1 個以上とすることができる。

（図 6 参照）

(例 2) 政令別表第 1 (6)項口に掲げる防火対象物 (火気を使用する設備が設けられた場所)



(防火対象物の規模)

用途	(6)項口
延べ面積	2,100 m ²
能力単位の 数値	$2,100 \text{ m}^2 \div 100 = 21$ A ≥ 21

(火気を使用する設備が設けられた場所)

用途	厨房設備
床面積	36 m ²
能力単位の 数値	$36 \text{ m}^2 \div 25 = 1.44$ A ≥ 2

消 : 能力単位の数値が A 火災に適應するものにあつては 3、B 火災に適應するものにあつては 7 有する粉末 (ABC) 消火器

消 : 能力単位の数値が A 火災に適應するものにあつては 1、B 火災に適應するものにあつては 1 有する噴霧ノズルを付けた強化液消火器



厨房に設置された強化液消火器 1 個及び防火対象物用として食堂に設置された粉末消火器 1 個により、火気を使用する設備が設けられた場所の能力単位の数値 (2 以上必要) 及び消火器に至る歩行距離を満足することから、厨房に消火器 2 個を設置する必要はないものとして取り扱うことができる。

ただし、設置される消火器の能力単位の数値の合計が、防火対象物及び付加設置部分に必要なとされる能力単位の数値を満足する場合に限る。

図 6

(5) 令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外において、次に掲げる設備が設置されている場合は、当該設備のある場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるように設置すること。◆ (図 7 参照)

- ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉若しくは据付面積 2 m²以上の炉
- イ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ウ 高圧又は特別高圧の変電設備 (地上用変圧器 (パットマウント変圧器)、集合住宅用変圧器及び全出力 50kW 以下のものを除く。)
- エ 燃料電池発電設備 (条例第 10 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)
- オ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの (条例第 14 条第 4 項に定めるものを除く。)
- カ 蓄電池設備 (蓄電池容量が 20 kW 時以下のものを除く。)
- キ 急速充電設備 (全出力 50 kW 以下のものを除く。)

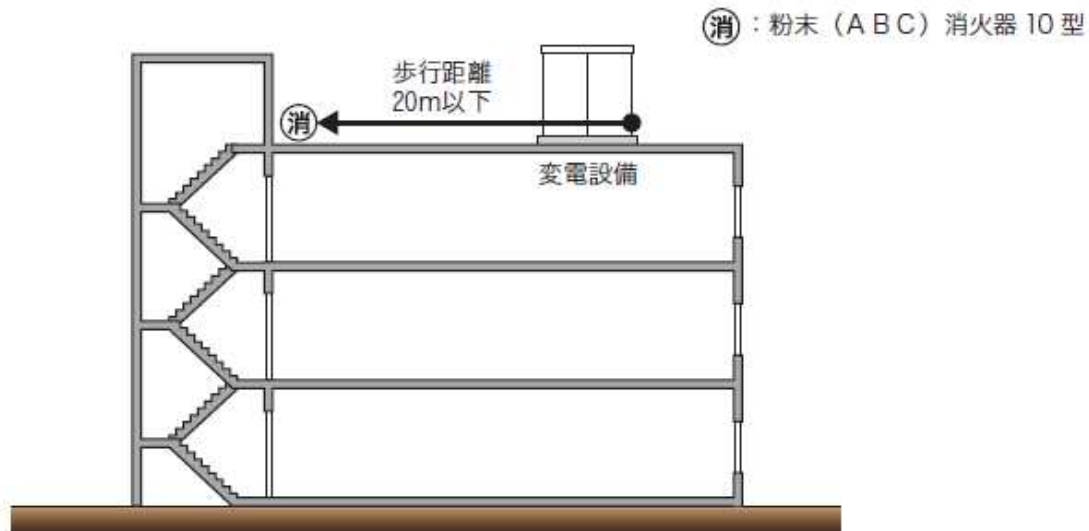


図 7

5 標識

規則第 9 条第 4 号に規定する標識は、消防用設備等の標識類の様式について (昭和 44 年消防予第 238 号) の規定によるものとする。◆ (図 8 参照)

(標識の大きさ)

地 : 赤色

文字 : 白色



図 8

6 大型消火器

規則第 7 条に規定する大型消火器（能力単位の数値が A 火災に適応するものにあつては 10 以上、B 火災に適応するものにあつては 20 以上有する消火器をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 規則第 7 条第 1 項の規定とは、危政令別表第 4 で定める数量の 500 倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、規則第 6 条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 規則第 7 条第 2 項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、規則第 6 条第 6 項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

7 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

(1) 材質等

- ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は 80 以上 100 以下で、かつ、容易に変形しないものであること。◆
- イ 膨張ひる石は、JISA5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JISA5007 にそれぞれ適合するものであること。◆

(2) 設置場所

- ア 規則第 6 条第 1 項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ 3 個の集団をもって 1 単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ 3 個をまとめて設置すること。
- イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。
- ウ 規則第 9 条第 2 号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。
 - (ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所
 - (イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかる場所